

●香川県告示第452号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第1項の規定により、次のとおり公有水面の埋立てに関する工事の竣功を認可した。

その関係図書は、高松市都市整備局河港課において平成24年9月25日から10年間閲覧に供する。

平成24年9月25日

香川県知事 浜田 恵造

1 竣功認可年月日

平成24年9月14日

2 竣功認可を受けた者の名称及び所在地並びにその代表者の氏名

香川県

高松市番町4丁目1番10号

香川県知事 浜田 恵造

3 埋立区域

(1) 位置

高松市朝日新町1番3地先公有水面

(2) 区域

次の各地点のうち、⑭の地点から⑪の地点までを順次結ぶ線、⑪の地点と⑩の地点を結ぶ平成24年3月19日付け23港湾第57224号で竣功認可された埋立地と公有水面との境界線（D. L. + 2.48メートルにより決定）及び⑩の地点と⑭の地点を結ぶ平成20年の春分の満潮位（D. L. + 2.48メートル）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

⑭の地点	一等三角点屋島山（北緯34度21分20.5442秒、東経134度6分16.7327秒）から282度5分24秒、3,328.96メートルの地点
⑮の地点	⑭の地点から4度14分51秒、269.77メートルの地点
⑪の地点	⑮の地点から94度15分25秒、70.00メートルの地点
⑩の地点	⑪の地点から184度14分51秒、269.86メートルの地点

(3) 面積

18,887.12平方メートル

4 埋立免許の年月日及び番号

(1) 免許年月日

平成20年3月31日

(2) 免許番号

19港湾第40778-4号